

○厚生労働省告示第二百二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中(193)を(195)とし、(123)から(192)までを(125)から(194)までとし、(122)を(123)とし、その次に次のように加える。

(124) 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

別表第1の1中(121)を(122)とし、(98)から(120)までを(99)から(121)までとし、(97)の次に次のように加える。

(98) 細胞培養インフルエンザワクチン